

団体名	公益社団法人群馬県医師会	団体番号	91-90114-0-000000	更新月	9月	商品名	LR	所得補償	<input type="checkbox"/>	退職者	<input type="checkbox"/>
-----	--------------	------	-------------------	-----	----	-----	----	------	--------------------------	-----	--------------------------

加入者	フリガナ	被保険者番号		性別	男	所属		職種	
氏名		生年月日	年 月 日	性別	男	所属		職種	

被保険者	フリガナ	加入者からみた続柄	配偶者	子	同居の親族	電話番号		日中連絡先	()
氏名								自宅	()
現住所	都道府県							勤務先	()

労災申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	他社契約	<input type="checkbox"/> 無・不明 <input type="checkbox"/> 有	会社名		保険種類	
------	---	------	--	-----	--	------	--

請求項目	<input type="checkbox"/> 01 <input type="checkbox"/> 02 <input type="checkbox"/> 03 <input type="checkbox"/> 04 <input type="checkbox"/> 07 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 40	その他	<input type="checkbox"/>	交通事故	<input type="checkbox"/>	運転免許	<input type="checkbox"/>	警察届出	<input type="checkbox"/>	運転	<input type="checkbox"/>	同乗中	<input type="checkbox"/>
------	---	-----	--------------------------	------	--------------------------	------	--------------------------	------	--------------------------	----	--------------------------	-----	--------------------------

事故日	H R 年 月 日 時 分	事故地	都道府県 (施設名)	事故状況	詳しく記入してください
事故内容		事故地		事故状況	

傷病名		部位	10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 99	症状	AI BI B2 DI EI FI GI HI JI 99	固定具(ギプス等)	無 有	初診日	H R 年 月 日	治療	04 通院 03 入院 07 手術 02 後遺障害見込あり
-----	--	----	-------------------------------------	----	-------------------------------	-----------	-----	-----	-----------	----	-------------------------------

物損	損害品名	購入金額	購入年月	修理状況	修理代	損害区分
保険の対象		円	年 月	<input type="checkbox"/> 未修理 <input type="checkbox"/> 修理済	円	1.破損(現物有 <input type="checkbox"/> 写真有 <input type="checkbox"/>) 20.盗難

※賠償責任保険金のご請求については別途ご連絡ください

群馬県医師会

1. グループ保険

万一(死亡・高度障害)の時に頼れる大きな保障!

(災害割増特約付こども特約付こども災害割増特約付新・団体定期保険【生命保険】)

2. ALPHA制度

保険年齢75歳まで保障を準備できる!

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

3. 安心パック

(総合医療サポート) 病気やケガでの入院
(リビングリスク総合補償制度) 身近な日常のリスクに対応!

(代理請求特約【Y】付集団扱無配当医療保険【生命保険】)
(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

今年度のポイント

安心パック「リビングリスク総合補償制度」にご加入のみなさまへ

追加保険料なしで、熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セットされ、2022年9月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。

重要ポイント!!

- 1 保険料事業主負担でご加入いただいている方または、ご加入を検討されている方はお手続き時に死亡保険金受取人欄が8(事業主)になっているか必ずご確認ください。
- 2 保険料事業主負担の場合、相続税対策および会員の方の福利厚生制度としての保障に適用しています。事業主が負担した保険料は原則全額損金処理できます。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- 3 保険料事業主負担でご加入される場合は、事業所内で加入資格がある会員全員の加入が必要です。

※新規加入・増額申し込みの方は加入資格を必ずお読みください。
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。また保険料も返金できません。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP29～P34に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日 2022年6月3日(金)
 責任開始期(加入日) 2022年9月1日(木)



TEL 027-231-5311

グループ保険

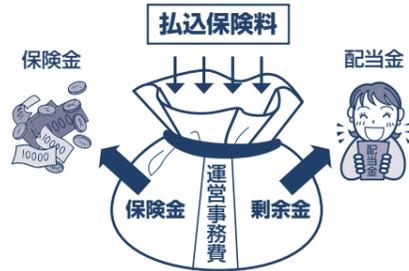
ALPHA制度

安心パック

共通取扱

契約概要・注意喚起情報

グループ保険のしくみ



★ご加入者の皆様から保険料を集め、万一ご不幸（死亡・高度障害）があった場合に保険金としてお支払いします。1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付されますので実質的な負担は軽減されます。

※ただし、「ALPHA制度」「総合医療サポート」「リビングリスク総合補償制度」には配当金はありません。

1年ごとに収支計算
この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

制度の概要

加入資格を確認してください。

	制度	保障(補償)内容	加入対象者	年齢
死亡・高度障害時	グループ保険 P3~6、P15~19、P29~31	・保険料のお支払い方法は、事業主負担と個人負担のいずれかを選択できます。(両方のお支払い方法を選択することはできません。) ・事業主負担と個人負担とは申込書が異なります。 ◎本人 2,500万円~150万円 ◎配偶者 700万円・500万円 ◎子ども 400万円	本人 配偶者 子ども	●継続最高年齢 80歳(80歳まで更新可能) ●満了時保険年齢 81歳 ※1 ●継続最高年齢 22歳(22歳まで更新可能) ●満了時保険年齢 23歳 ※1
	ALPHA制度 P7~8、P15~18、P20~21、P29~31	◎本人 800万円 ◎配偶者	本人 配偶者	●継続可能年齢 74歳 ●満了時保険年齢 75歳 ※2
病気・ケガ(災害)による入院時 日常のリスク	安心パック P9~18、P22~34	<リビングリスク総合補償制度> ・賠償責任 ・携行品損害 ・ケガによる一日目からの通院 など <総合医療サポート> ・継続した2日以上短期入院から365日の長期に亘る入院までを保障。三大疾病入院時は支払い日数無制限 ・手術給付金や集中治療室管理時の給付金もあります	本人 配偶者 子ども	●継続最高年齢 69歳(69歳まで更新可能) ●満了時保険年齢 70歳 ※1 ●継続最高年齢 22歳(22歳まで更新可能) ●満了時保険年齢 23歳 ※1 ●継続最高年齢 69歳(69歳まで更新可能) ●満了時保険年齢 70歳 ※1

※年齢は保険年齢です。

※1 グループ保険、リビングリスク総合補償制度、総合医療サポートの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までの日です。

※2 ALPHA制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までの日です。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

ご請求について

グループ保険・ALPHA制度・安心パック(総合医療サポート)

群馬県医師会 経理課へご連絡ください。
請求に必要な書類をご送付いたします。
ご連絡先: TEL: 027-231-5311

安心パック(リビングリスク総合補償制度)

裏表紙の事故連絡票をFAXしてください。
ご連絡先: FAX: 027-231-7667

おすすめ加入例



「グループ保険」ご遺族用サービス

万一の場合には経済的サポートに加え、精神的サポートを実施します。

精神的サポート編

① ご遺族ガイダンス

残されたご家族の“不安”“悩み”が少しでもなくなるようご家族と面談します。



② ライフガイド

残されたご家族の当面の不安である公的年金・税金・その他公的な手続きを中心に、イラスト入りで分かりやすくガイドした手引書です。



- | | | | |
|--|---|--|--|
| (内容) 1. 給付に関する手続き
①公的遺族年金の給付
②公的一時金の給付
など | 2. 各種変更・解約の手続き
①公的医療保険の変更
②国民年金の種別変更
③不動産の名義変更
など | 3. 遺産相続に関する手続き
①相続に関するスケジュール
②相続税の申告
など | 4. 生活ガイド
①税金の申告
②子どもの教育
③社会福祉相談窓口
など |
|--|---|--|--|

③ 収支推移表

家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要かをご説明します。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| (内容) 1. 収入
①公的遺族年金
②グループ保険 etc. | 2. 支出
①生活費用
②教育費用 etc. |
|---------------------------------------|------------------------------|



※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

グループ保険

〈災害割増特約付子ども特約付子ども災害割増特約付新・団体定期保険【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- お手頃な保険料で大きな保障! 簡単な告知のみで80歳まで加入・継続できます!

月額保険料と保障額

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

		一般の死亡・高度障害 (死亡・高度障害保険金)	不慮の事故および特定感染症による死亡 (死亡保険金 + 災害保険金)	不慮の事故および特定感染症による高度障害 (高度障害保険金 + 災害高度障害保険金)	15~35歳 (S62.3.2生~S20.3.1生)		36~40歳 (S57.3.2生~S62.3.1生)		41~45歳 (S52.3.2生~S57.3.1生)		46~50歳 (S47.3.2生~S52.3.1生)		51~55歳 (S42.3.2生~S47.3.1生)		56~60歳 (S37.3.2生~S42.3.1生)		61~65歳 (S32.3.2生~S37.3.1生)	
					男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	150万円コース	150万円	225万円	225万円	218円	177円	249円	228円	302円	254円	395円	324円	551円	416円	786円	519円	1,173円	669円
	500万円コース	500万円	750万円	750万円	725円	590円	830円	760円	1,005円	845円	1,315円	1,080円	1,835円	1,385円	2,620円	1,730円	3,910円	2,230円
	1,000万円コース	1,000万円	1,500万円	1,500万円	1,450円	1,180円	1,660円	1,520円	2,010円	1,690円	2,630円	2,160円	3,670円	2,770円	5,240円	3,460円	7,820円	4,460円
	1,500万円コース	1,500万円	2,250万円	2,250万円	2,175円	1,770円	2,490円	2,280円	3,015円	2,535円	3,945円	3,240円	5,505円	4,155円	7,860円	5,190円	11,730円	6,690円
	2,000万円コース	2,000万円	3,000万円	3,000万円	2,900円	2,360円	3,320円	3,040円	4,020円	3,380円	5,260円	4,320円	7,340円	5,540円	10,480円	6,920円	15,640円	8,920円
配偶者	500万円コース	500万円	750万円	750万円	725円	590円	830円	760円	1,005円	845円	1,315円	1,080円	1,835円	1,385円	2,620円	1,730円	3,910円	2,230円
	700万円コース	700万円	1,050万円	1,050万円	1,015円	826円	1,162円	1,064円	1,407円	1,183円	1,841円	1,512円	2,569円	1,939円	3,668円	2,422円	5,474円	3,122円
子ども	400万円コース	400万円	600万円	600万円	360円(3歳~22歳)(H12.3.2生~R2.3.1生)													

		一般の死亡・高度障害 (死亡・高度障害保険金)	不慮の事故および特定感染症による死亡 (死亡保険金 + 災害保険金)	不慮の事故および特定感染症による高度障害 (高度障害保険金 + 災害高度障害保険金)	66~70歳 (S27.3.2生~S32.3.1生)		71歳 (S26.3.2生~S27.3.1生)		72歳 (S25.3.2生~S26.3.1生)		73歳 (S24.3.2生~S25.3.1生)		74歳 (S23.3.2生~S24.3.1生)		75歳 (S22.3.2生~S23.3.1生)		76歳 (S21.3.2生~S22.3.1生)	
					男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	150万円コース	150万円	225万円	225万円	1,692円	869円	2,186円	1,119円	2,409円	1,236円	2,666円	1,374円	2,964円	1,524円	3,317円	1,689円	3,732円	1,875円
	500万円コース	500万円	750万円	750万円	5,640円	2,895円	7,285円	3,730円	8,030円	4,120円	8,885円	4,580円	9,880円	5,080円	11,055円	5,630円	12,440円	6,250円
	1,000万円コース	1,000万円	1,500万円	1,500万円	11,280円	5,790円	14,570円	7,460円	16,060円	8,240円	17,770円	9,160円	19,760円	10,160円	22,110円	11,260円		
	1,500万円コース	1,500万円	2,250万円	2,250万円	16,920円	8,685円												
配偶者	500万円コース	500万円	750万円	750万円	5,640円	2,895円	7,285円	3,730円	8,030円	4,120円	8,885円	4,580円	9,880円	5,080円	11,055円	5,630円	12,440円	6,250円
	700万円コース	700万円	1,050万円	1,050万円	7,896円	4,053円	10,199円	5,222円	11,242円	5,768円	12,439円	6,412円	13,832円	7,112円	15,477円	7,882円		

		一般の死亡・高度障害 (死亡・高度障害保険金)	不慮の事故および特定感染症による死亡 (死亡保険金 + 災害保険金)	不慮の事故および特定感染症による高度障害 (高度障害保険金 + 災害高度障害保険金)	77歳 (S20.3.2生~S21.3.1生)		78歳 (S19.3.2生~S20.3.1生)		79歳 (S18.3.2生~S19.3.1生)		80歳 (S17.3.2生~S18.3.1生)	
					男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	150万円コース	150万円	225万円	225万円	4,224円	2,091円	4,803円	2,352円	5,471円	2,667円	6,227円	3,047円
	500万円コース	500万円	750万円	750万円	14,080円	6,970円	16,010円	7,840円	18,235円	8,890円	20,755円	10,155円
配偶者	500万円コース	500万円	750万円	750万円	14,080円	6,970円	16,010円	7,840円	18,235円	8,890円	20,755円	10,155円

- 新規加入が可能な年齢(保険年齢) 15歳~80歳
- 継続加入が可能な年齢(保険年齢) ~80歳
- 年齢により加入できる保険金額の制限(保険年齢)
15歳~60歳 2,500万円まで
61歳~65歳 2,000万円まで
66歳~70歳 1,500万円まで
71歳~75歳 1,000万円まで
76歳~80歳 500万円まで

〈ご注意〉

- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。

- ・本人について定められた死亡保険金同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合は配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格
- ・【保険料事業主負担の場合】死亡保険者が指定した方、子どもの場合は保険で、保険契約者が別に定めることがで
- ・【保険料個人負担の場合】死亡保険金が指定した方、子どもの場合は保険料

- または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険料負担者(本人)です。ただし、被保険者の同意を得たうえに受取ります。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

グループ保険

〈災害割増特約付子ども特約付子ども災害割増特約付新・団体定期保険【生命保険】〉

加入資格

本人…群馬県医師会会員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満80歳6カ月までの方（継続の場合は満80歳6カ月までの方）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満15歳6カ月を超え、満80歳6カ月までの方（継続の場合は満80歳6カ月までの方）

子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

<p>本人 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p>	<p>本人・配偶者・子ども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div>
--	--

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

群馬県医師会会員とその配偶者・子ども以外の方はご加入頂けませんので、ご注意ください。

死亡保険金受取人

死亡保険金受取人については、以下より指定いただき、申込書の該当箇所へご記入ください。

1：配偶者	2：子	3：父母	5：兄弟姉妹	7：法定相続人
9：個人指定（カタカナで氏名を申込書に記入）				

ただし、以下のいずれかに該当する場合は約款順位となります。

1. お受取人の指定がない場合
2. 指定されたお受取人が被保険者より前に死亡している場合
3. 離婚等により被保険者死亡時点で指定された続柄に該当する方がいない場合

Q 約款順位とは？

順位	お受取人（続柄）
第一順位	配偶者
第二順位	子ども ※子どもが死亡している場合は、直系卑属である孫
第三順位	父母
第四順位	祖父母
第五順位	兄弟姉妹

Q 続柄とは？

お受取人（続柄）	解説
配偶者	①夫または妻のことで、法律上の婚姻関係（戸籍上）にある者です。 ②婚姻届のない内縁関係の場合は、配偶者には含まれません。
子ども	①戸籍が別になっていてもお受取人となります。 ②養子、特別養子（※1）、非嫡出子（※2）もお受取人となります。
父母	①父母とは、実父母および養父母のことで、 ②父母が離婚している場合、父母の双方ともにお受取人となります。
祖父母	①祖父母とは、父方および母方の父母のことで、
兄弟姉妹	①兄弟姉妹とは、実の兄弟姉妹のことで、 ②結婚して戸籍を移している兄弟姉妹でもお受取人となります。 ③父または母を異にする兄弟姉妹もお受取人となります。

（※1）「特別養子」の場合、被保険者である養父母が死亡した時にお受取人となります。（実父母が被保険者のときは、お受取人となりません）

（※2）「非嫡出子」の場合、法律上の婚姻関係がない父・母の戸籍にも記載されます。

ご参考

Q 生命保険の加入金額の目安は？

A 世帯主が死亡した場合、遺族保障のために必要な金額は、家族構成・現在の収入・資産状況・子供の年齢などによって異なります。一般的に参考にされるのは、いざという時に必要な遺族の生活費や別途必要資金の総額から、遺族年金・死亡退職金・預貯金などのあてにできる収入を差し引き、その不足分を必要保障額とする考え方です。これは「必要保障額積み上げ方式」と呼ばれ、不足分については生命保険などで準備することになります。

必要保障額積み上げ方式

●支出見込額（残される家族に必要な支出）

支出	末子独立までの遺族の生活費	末子独立後の配偶者の生活費	別途必要資金
	現在の年間生活費×70% ×（末子の独立時年齢－末子の現在年齢）	現在の年間生活費×50% ×末子の独立時の配偶者の平均余命	<ul style="list-style-type: none"> ○教育資金 ○結婚資金（親の援助額） ○住居費用 ○葬儀の費用 ○相続費用 ○予備費など

●収入見込額（あてにできる収入）と不足額の算出

収入	社会保障 遺族年金など	企業保障 死亡退職金、 弔慰金など	自己資産 預貯金、 有価証券 売却可能資産 など	その他収入見込 妻の勤労収入 など	死亡保障の不足額（目安） （生命保険などで補う必要のある部分）
					既加入の生命保険（世帯主）

公益財団法人 生命保険文化センター 生命保険に関するQ&Aより



お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

ALPHA制度

〈リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）〔生命保険〕〉

意向確認【ご加入前のご確認】

ALPHA制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。
- 保険料率はご加入時の年齢・性別によって決まり、ご加入時から満期まで原則一律です。
- 加入者数(総保険金額)により、保険料の割引額が決定します。

ALPHA制度(新タイプ)の保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金
(年金原資)

800万円

〈リビング・ニーズ特約〉 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。
〈年金保険〉 死亡・高度障害保険金は年金払いでお受取りいただくこともできます。



グループ保険とALPHA制度をセットすることで保障額を大きくすることができます。

最高3,300万円

ALPHA制度

グループ保険

加入資格

群馬県医師会会員とその配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方です。ただし、配偶者のみのお申し込みはできません。

群馬県医師会会員とその配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

〈別表〉

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人

の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

ALPHA制度(新タイプ)の月額保険料

年齢・性別により異なります。加入対象区分：本人・配偶者
〈保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額800万円〉

年齢(歳)	男性	女性	年齢(歳)	男性	女性	年齢(歳)	男性	女性
16	3,448円	2,104円	33	4,888円	2,848円	50	7,960円	4,208円
17	3,512円	2,136円	34	5,008円	2,904円	51	8,232円	4,312円
18	3,576円	2,176円	35	5,144円	2,968円	52	8,512円	4,424円
19	3,648円	2,208円	36	5,272円	3,024円	53	8,808円	4,536円
20	3,712円	2,248円	37	5,416円	3,096円	54	9,112円	4,656円
21	3,784円	2,288円	38	5,560円	3,160円	55	9,448円	4,776円
22	3,856円	2,320円	39	5,712円	3,232円	56	9,768円	4,896円
23	3,936円	2,360円	40	5,872円	3,304円	57	10,104円	5,016円
24	4,008円	2,400円	41	6,040円	3,376円	58	10,456円	5,152円
25	4,088円	2,448円	42	6,208円	3,456円	59	10,824円	5,288円
26	4,176円	2,488円	43	6,400円	3,536円	60	11,224円	5,440円
27	4,264円	2,536円	44	6,592円	3,624円	61	11,632円	5,584円
28	4,360円	2,576円	45	6,792円	3,720円	62	12,056円	5,744円
29	4,456円	2,632円	46	7,008円	3,808円	63	12,504円	5,920円
30	4,552円	2,680円	47	7,224円	3,904円	64	12,976円	6,104円
31	4,664円	2,736円	48	7,464円	4,000円	65	13,448円	6,296円
32	4,768円	2,784円	49	7,704円	4,104円			

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規

保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢及び保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)

・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

死亡保険金受取人

死亡保険金受取人については、以下より指定いただき、申込書の該当箇所へご記入ください。

- 1：配偶者 2：子 3：父母 5：兄弟姉妹 7：法定相続人
9：個人指定(カタカナで氏名を申込書に記入)

Q 法定相続人とは？

①配偶者がいる場合

順位	お受取人
第1順位	配偶者+子ども (死亡している子がいる場合は、その直系卑属である孫)
第2順位	配偶者+父母 (父母がいない場合は、その直系尊属である祖父母)
第3順位	配偶者+兄弟姉妹 (死亡している兄弟姉妹がいる場合は、その直系卑属である甥・姪)

②配偶者がいない場合

順位	お受取人
第1順位	子ども (死亡している子がいる場合は、その直系卑属である孫)
第2順位	父母 (父母がいない場合は、その直系尊属である祖父母)
第3順位	兄弟姉妹 (死亡している兄弟姉妹がいる場合は、その直系卑属である甥・姪)

※続柄については、6ページの「続柄とは？」をご参照ください。



お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

安心パック プラス (総合医療サポート+リビングリスク総合補償制度)

〈代理請求特約 [Y] 付 付集団扱無配当医療保険 [生命保険]
天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険 (青年アクティブ型) [損害保険]〉

※グループ保険のご加入が必要となります。

意向確認 [ご加入前のご確認]

総合医療サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。

1. 総合医療サポート

継続した2日以上 の入院から手術給付まで

(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型)
加入資格をよく読んでお申込ください。



保障内容

入院

- ★ 病気・災害による入院は **継続して2日から保障(365日限度)**
- ★ **三大疾病での入院は倍額給付、支払日数無制限**
(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)
- ★ **集中治療室(ICU)での治療**(120日限度)

手術

- ★ **災害や病気で所定の手術のとき、手術給付金**
- ★ **給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院したとき手術後療養給付金**

- 災害や病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について365日を限度とします。
- 入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1095日を限度とします。ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 集中治療室での治療期間中は入院給付金と合わせて集中治療給付金を給付します。
- 集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
- 手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
- 手術後療養給付金のお支払限度はありません。
- 手術の程度に応じ、入院給付金日額の5~40倍の手術給付金を給付します。

保険金・給付金のお支払い

(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型) 加入対象区分：本人・配偶者
入院給付金日額5,000円 () 内は日額3,000円加入の場合

	支払金額	備考(支払限度ほか)
三大疾病で継続して2日以上入院のとき 《疾病入院・三大疾病入院給付金》	10,000円(6,000円) × 入院日数	支払日数限度無
三大疾病以外の病気で継続して2日以上入院のとき 《疾病入院給付金》	5,000円(3,000円) × 入院日数	1入院限度365日 通算限度1095日
災害で継続して2日以上入院のとき 《災害入院給付金》	5,000円(3,000円) × 入院日数	1入院限度365日 通算限度1095日
災害や病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき 《集中治療給付金》	5,000円(3,000円) × 集中治療室管理日数	通算限度120日 (入院給付金と重複支払)
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 《手術給付金》	20万円(12万円) (例:聴神経腫瘍摘出術)・ 10万円(6万円) (例:甲状腺手術)・ 5万円(3万円) (例:虫垂切除術)・ 2.5万円(1.5万円) (例:その他所定の条件を満たす手術)	支払限度無 (一部制限を設けている手術の種類があります)
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき 《手術後療養給付金》	一回の手術につき 5万円 (3万円)	支払限度無
死亡したとき 《死亡保険金》	50万円 (30万円)	
高度障害のとき 《高度障害保険金》	50万円 (30万円)	

保険料

(保険期間1年、集団扱月払)(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型)

入院給付金日額	16~20歳		21~25歳		26~30歳		31~35歳		36~40歳		41~45歳	
	男性	女性										
本人・配偶者 コース 5,000円	円 1,435	円 1,425	円 1,565	円 1,545	円 1,715	円 1,700	円 1,825	円 1,815	円 2,020	円 2,010	円 2,350	円 2,330
コース 3,000円	円 861	円 855	円 939	円 927	円 1,029	円 1,020	円 1,095	円 1,089	円 1,212	円 1,206	円 1,410	円 1,398

入院給付金日額	46~50歳		51~55歳		56~60歳		61~65歳		66~69歳	
	男性	女性								
本人・配偶者 コース 5,000円	円 3,060	円 3,025	円 3,685	円 3,615	円 4,870	円 4,745	円 6,750	円 6,520	円 9,785	円 9,400
コース 3,000円	円 1,836	円 1,815	円 2,211	円 2,169	円 2,922	円 2,847	円 4,050	円 3,912	円 5,871	円 5,640

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※申込金額は、本人・配偶者ともに5,000円、3,000円コースのみです。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。

記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

代理請求特約 [Y] について

代理請求特約 [Y] の付加により、被保険者が受取人となる給付金・保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金・保険金を請求することができます。

（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金・保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために給付金・保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
- ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
- イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
- * 給付金・保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 給付金・保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金・保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約 [Y] を付加することはできません。

お支払いした給付金・保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金・保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせず、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に給付金・保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金・保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約 [Y] の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

加入資格

グループ保険加入の群馬県医師会会員とその配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方。ただし、配偶者のみのお申込みはできません。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

ん。群馬県医師会会員とその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

本人・配偶者共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

* 引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

* 告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

* 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人

の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。



安心パック プラス (総合医療サポート+リビングリスク総合補償制度)

〈代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当医療保険 [生命保険]
 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険 (青年アクティブ型) [損害保険]〉

意向確認【ご加入前のご確認】

リビングリスク総合補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 賠償責任保険について、示談交渉サービスが付加されています。
- 追加保険料なしで、熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セットされ、2022年9月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。

2. リビングリスク総合補償制度

よくありそうなこんなこと、あんなこと

① 傷害による入院・通院・手術保険金



車にはねられてケガをした

② 熱中症による入院・通院・手術保険金



スポーツ中に熱中症になり、入院した

③ 食中毒による入院・通院・手術保険金



購入したお弁当が原因で食中毒になり、入院した

④ 賠償責任保険金



自転車で通行人にケガをさせた
 ※仕事上の事故を除く

⑤ 携行品損害保険金



旅行中、ひったくりにあいカバンを盗まれた
 ※警察への盗難届が必要

⑥ レンタル用品賠償責任保険金



国内でレンタルしたビデオカメラを誤って落とし破損した

⑦ キャンセル費用保険金



交通事故のケガによる入院のため来週からの旅行をキャンセルした

⑧ 救済者費用等保険金



旅行先でのケガによる14日以上入院で家族が現地につけつけた

身の回りに存在する、様々な**リスク**を補償します。

加入資格

本人…グループ保険に加入している(今回加入する場合を含みます。)群馬県医師会会員で、2022年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え満69歳6ヵ月までの方
 配偶者…本人の配偶者で、2022年9月1日現在満15歳6ヵ月を超え満69歳6ヵ月までの方

子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、2022年9月1日現在満2歳6ヵ月を超え満22歳6ヵ月までの方
 なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱

者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※群馬県医師会会員とその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。

補償内容と保険料

下表の太枠部分は天災補償特約のセットにより、地震、噴火、またはこれらによる津波によって被ったケガもお支払い対象になります。

補償項目		補償概要 ※詳細はP23~25参照	本人(Aコース)	配偶者(Bコース) / 子ども(Cコース)
			保険金額	保険金額
傷害	入院保険金	傷害により、入院した場合(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)	日額 2,000円	日額 2,000円
	手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合*ただし1事故につき手術1回が限度	(状況により) 1・2万円	(状況により) 1・2万円
	通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度)	日額 1,000円	日額 1,000円
賠償責任保険金		次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合。 被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故。日常生活に起因する事故。	10,000万円	—(注)
携行品損害保険金		偶然な事故により被保険者が自宅の敷地外で携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合(免責3,000円)	10万円	10万円
レンタル用品賠償責任保険金		日本国内でレンタル業者から賃借(期間6ヵ月以内)したものが、損壊したり、盗取されたことにより、レンタル業者に対し、法律上の賠償責任を負った場合(免責3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い額)	30万円	—(注)
キャンセル費用保険金		被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していた旅行・興行・宿泊・パーティー等、特定のサービスの提供を受けられなかったことにより、被保険者が予約していたサービスをキャンセルしキャンセル費用を負担した場合(免責1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い額)	10万円	10万円
救済者費用等保険金		被保険者が船舶等の遭難により救援活動が必要だと警察が確認した場合に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する所定の費用が発生した場合。 自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合。	150万円	150万円
月額保険料			670円	1人につき 570円

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)
 ・配偶者
 ・本人またはその配偶者の同居の親族
 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
 また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
 ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
 ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など
 ※リビングリスク総合補償制度はグループ保険とセットでご加入ください。
 ※補償内容の詳細は、パンフレットの23~25ページを参照願います。



お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

〔各制度共通取扱〕

保 険 期 間

<グループ保険>

1年間（2022年9月1日～2023年8月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。

<リビングリスク総合補償制度・総合医療サポート>

1年間（2022年9月1日～2023年8月31日）で以後毎年更新します。

<ALPHA制度>

〔新タイプ〕2022年9月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで

※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の扱いとなります。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保 険 料 の 払 込

<全制度共通>

保険料は毎月払いとし、ご指定口座より差引き払いいたします。（初回は9月分より）

申 込 方 法

<グループ保険・リビングリスク総合補償制度・総合医療サポート>

所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

※ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

<ALPHA制度>

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。

<グループ保険>

●死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容（保険金額、保険金受取人等）について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。

●新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿（申込書）をご提出いただけます。

●保険金の受取人が事業主の場合、保険金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。

継 続 加 入 の 取 扱

<グループ保険>

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

<リビングリスク総合補償制度>

加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。

ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

自 動 更 新 の 取 扱

<総合医療サポート>

保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が69歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

*更新後のご契約の保険期間は1年です。

*更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

<ALPHA制度>

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

解 約 返 戻 金

<ALPHA制度>

この制度は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金

<グループ保険>

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

（ALPHA制度および総合医療サポートには配当金はありません。）

<リビングリスク総合補償制度>

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

年 金 払 (年 金 保 険) に つ い て

<ALPHA制度>

1. 年金の種類と型

2. 配当金

3. 年金受取人

4. 年金のお支払い

5. 年金払の対象となる 保険金

●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です。）

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。

●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

●無配当定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

税 法 上 の 取 扱

<グループ保険・ALPHA制度・総合医療サポート>

●保 険 料：保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

●死 亡 保 険 金：本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。

※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

●高度障害保険金、災害高度障害保険金：非課税です。

●解 約 返 戻 金：解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。（解約時受取金－総払込保険料－50万円）×1/2が課税対象です。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

それぞれの制度は、保険会社と締結した下記の各契約に基づき運営します。

グループ保険

災害割増特約付こども特約付こども災害割増特約付新・団体定期保険契約

総合医療サポート

代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当医療保険契約
約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>) をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

ALPHA制度

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約

リビングリスク総合補償制度

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険（青年アクティブ型）契約
保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

引受生命保険会社

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

<グループ保険・ALPHA制度・総合医療サポート>

引受会社

明治安田生命保険相互会社
公法人第三部法人営業第二部

住所 〒110-0006
東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F
TEL 03-5289-7590

<グループ保険>

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

<ALPHA制度・総合医療サポート>

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっております。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

<ALPHA制度>

このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である2022年9月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について（解除・免責等）」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

引受損害保険会社

<リビングリスク総合補償制度>

明治安田損害保険株式会社

(取扱代理店) **明治安田ライフプランセンター株式会社** TEL 03-5952-1061
明治安田生命保険相互会社 TEL 03-5289-7590

*事故が発生したときは、事故の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●このパンフレットでは商品の概要を説明しています。給付の内容、その他詳細については、団体窓口もしくは明治安田損害保険（株）までご照会ください。

<グループ保険、ALPHA制度、総合医療サポート共通>

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

MY-A-22-団-003281 MY-A-22-無医-003282
MY-A-22-定期-003284 MY-A-22-定期-003283
MYG-A-21-A-1127

～ グループ 保 険 ～ ((新・)団体定期保険)のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

[高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

[災害保険金][災害高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(★)を直接の原因として保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人
	災害高度障害保険金額	被保険者

(★)対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目(基本分類コード)

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り)(U04)

(注)新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。



つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

3. 災害保険金・災害高度障害保険金

- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

～ A L P H A 制 度 ～ (無配当定期保険(Ⅱ型))のお取扱いについて

約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。



死亡・高度障害保険金について

◆被保険者が以下のお支払事由に該当された場合に保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額

[高度障害保険金]

お支払事由	お支払額
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しと

させていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります)

- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき など

1. 死亡保険金

- ①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)



リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

◆保険金のお支払事由

●被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、被保険者にお支払いします。「余命6か月以内」とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなくなったと判断される場合
- (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

※死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

◆お支払額

- お支払いする保険金額は、ご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と、6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額とします。(ただし、保険期間が1年間のご契約でご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます)
- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

※保険金のご請求額(指定保険金額)は、この特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合については、そのこえる部分については特約による保険金のお支払いはできません。

◆ご請求者

●ご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人として、ご請求いただけます。

※ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく欄があります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や、担当医師に確認を求める場合があります。

※主契約の保険期間(ただし、更新される場合は、更新後の保険期間を含みます)満了前1年間はリビング・ニーズ特約による保険金のご請求はできません。(保険期間が1年間のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます)

⚠ つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

①被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合
②契約者・被保険者または指定代理請求者の故意による場合
③戦争その他の変乱による場合

なお、この特約が付加されているご契約が、告知義務違反により解除となった場合も、この特約による保険金のお支払いはできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約の保険金の返還を請求します。

III 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

※保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

※保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代

理請求者としての取扱いを受けることはできません。死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

IV その他

◆保険料払込免除

被保険者が加入日(*)以後に発生した不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

※所定の身体障害の状態ならびに保険料のお払込みを免除しない場合については、普通保険約款第6条をご覧ください。

◆高額割引制度

無配当定期保険(Ⅱ型)において、当社の定める条件を満たす場合、高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。

高額割引の判定は毎年、年単位の契約応当日毎に行い、以後の保険料から新たな割引が適用されます。なお、契約内容の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は高額割引制度が適用されなくなります。

◆ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。団体またはパンフレット記載の当社担当部署までお問い合わせください。

<「ご契約のしおり 約款」記載事項の例>

- ・お申込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ・解約と返戻金について
- ・健康状態等の告知義務について
- ・契約内容の変更等について
- ・保険金等をお支払いできない場合について
- ・「生命保険契約者保護機構」について

◆お取扱いできない事項の例

- ・保険期間中の保険金額の増額・減額
- ・保険期間の変更
- ・保険料の払込方法の変更

◆契約時のご注意

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◆その他

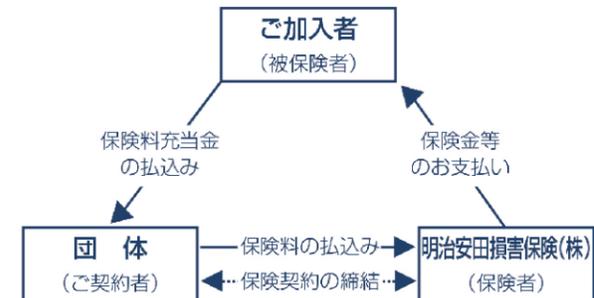
保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。

※この保険には満期保険金、自動振替貸付制度はありません。また、現金貸付、払済保険、延長保険のお取扱いいたしません。

損害保険商品について (対象商品：リビングリスク総合補償制度)

I ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。



【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中の保険金額の増額・減額
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

II 保険金のご請求について

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。^(注)

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

III 個人情報の取扱いについて

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保

険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

IV 保険会社破綻時等の取扱いについて

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

～リビングリスク総合補償制度～ 普通傷害保険(青年アクティブ型)のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I 普通傷害保険(青年アクティブ型)の補償内容は次のとおりです。

普通傷害保険(青年アクティブ型)は、保険期間中に発生した「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」、保険期間中に発生した偶然な事故によって携行品について生じた「損害」または日常生活における法律上の「賠償責任」などに対して保険金をお支払いする保険です。

※「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

【入院保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、かつ事故の日からその日を含めて180日が限度)

【手術保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合(ただし1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額

【通院保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度)

【携行品損害保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額(乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度)

【賠償責任保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額(一事故について賠償責任保険金額が限度) ※国内示談交渉サービス付

【レンタル用品賠償責任保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヵ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額(保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度)

【キャンセル費用保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額(保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度)

【救援者費用等保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	・捜索救助費用 ・現地への交通費(2名分限度) ・現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ・現地からの移送費 ・諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度)

⚠️ ご注意

- ご加入の制度・コースにおいて、保険金額が設定されている種類の保険金について、補償の対象となります。保険金額の設定がされていない保険金については補償の対象となっておりません。保険金額については、制度概要部分をご確認ください。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行い、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等を含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブスを装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限りです。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 携行品損害保険金やレンタル用品賠償責任保険金で盗難によるご請求をされるときは、警察への盗難届が必要となります。
- 携行品損害保険金、レンタル用品賠償責任保険金における時価額とは、事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。
- 携行品損害保険金、賠償責任保険金、レンタル用品賠償責任保険金、キャンセル費用保険金、救援者費用等保険金について、他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談い

ただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
・救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。上記以外の保険金受取人は被保険者本人となります。
※賠償責任保険金において、日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

II 次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- 戦争、暴動(テロ行為を除く)による事故
 - 告知義務違反によりご契約が解除された場合
- など

【入院保険金・手術保険金・通院保険金】

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
 - 自殺行為、闘争行為による傷害
 - 脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
 - 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
 - 妊娠・出産・早産・流産による傷害
 - 地震・噴火またはこれらによる津波による事故
 - 山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
 - 自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
 - 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等)によって認められる異常所見のないもの
- など

※⑥については、天災補償特約がセットされている場合、補償の対象となります。

【携行品損害保険金】

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
 - 置き忘れまたは紛失
 - 有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害
 - 塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷
 - 自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い
 - 自殺行為・闘争行為による損害
 - 地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- など

【賠償責任保険金】

- 保険契約者、被保険者の故意による事故
- 仕事上の事故
- 同居の親族に対する賠償責任
- 船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故
- 他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた

～総合医療サポート～（無配当医療保険）のお取扱いについて

約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

I 無配当医療保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に給付金または保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

[災害入院給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に不慮の事故で継続して2日以上入院したとき(同一事故による入院は365日分、通算1095日分)	入院給付金日額×入院日数

・災害入院給付金は、保険期間中に、加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いします。(不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください)
・災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなします。
ただし、その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

[疾病入院給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に疾病で継続して2日以上入院したとき(1回の入院は365日分、通算1095日分) ※ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。	入院給付金日額×入院日数

・疾病入院給付金は、保険期間中に、加入日(*)以後に発病した疾病の治療を目的として入院した場合にお支払いします。
・疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
・次の3つの入院は、入院給付金のお支払対象となります。
①加入日(*)以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後開始した入院
②加入日(*)以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
③加入日(*)以後に開始した、異常分娩のための入院

場合
⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

[レンタル用品賠償責任保険金]

- ①保険契約者、被保険者の故意による事故
- ②職務の用に供されている間の損壊・盗取
- ③自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など
- ④レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取
- ⑤レンタル用品の置き忘れ、紛失
- ⑥山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具
- ⑦自殺行為・闘争行為による事故
- ⑧地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

[キャンセル費用保険金]

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②予約日や提供日が明確でないサービス
- ③職務遂行に関係するサービス
- ④妊娠、出産、早産、流産による入院
- ⑤自殺行為・闘争行為による事故
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

[救援者費用等保険金]

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの
- ③山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ④妊娠・出産・早産・流産による事故
- ⑤法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による事故
- ⑥自殺行為・闘争行為による事故
- ⑦地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険(青年アクティブ型)契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

[三大疾病入院給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に三大疾病で継続して2日以上入院したとき(お支払日数には限度がありません)	入院給付金日額×入院日数

・三大疾病入院給付金は、保険期間中に三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的として入院をした場合に、疾病入院給付金に加えて、お支払いします。

[集中治療給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき(お支払日数を通算して120日分)	入院給付金日額×集中治療室管理日数

●集中治療室管理について

「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません)

[手術給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき(お支払回数には限度がありません) ※ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。	入院給付金日額の5倍・10倍・20倍・40倍のいずれか

・所定の手術については、普通保険約款の付表「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。なお、同時に2種類以上の手術を受けた場合にはもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術給付金をお支払いします。

[手術後療養給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術を受けた日から継続して30日以上入院したとき(お支払回数には限度がありません)	入院給付金日額の10倍

・手術後療養給付金の支払の対象となる入院は、給付倍率40倍の手術をお受けになる直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院に限ります。

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額
保険期間中に被保険者が死亡した場合	死亡保険金額

【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額
被保険者が加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合にお支払いします。	死亡保険金額と同額

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったとき

*「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

- ・ 疾病入院給付金と災害入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- ・ 転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ次のすべてを満たすときは継続した1回の入院とみなします。
 - ア. 転入院または再入院と前回の入院の原因が同一または医学上重要な関係があること
 - イ. 前回の入院の退院日の翌日から転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること
- ・ 入院給付金(災害入院給付金・疾病入院給付金・三大疾病入院給付金)・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金・高度障害保険金のお支払いは、加入日(*)以後に発生した事故または発病した疾病を原因とする場合に限りします。

! 三大疾病による入院については、入院給付金のお支払日数に限度はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

● 悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)

1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
2. 消化器の悪性新生物
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物
5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物
7. 乳房の悪性新生物
8. 女性生殖器の悪性新生物
9. 男性生殖器の悪性新生物
10. 腎尿路の悪性新生物
11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
16. 上皮内新生物
17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症

18. ランゲルハンス細胞組織球症

● 急性心筋梗塞

19. 急性心筋梗塞
20. 再発性心筋梗塞
21. 急性心筋梗塞の続発合併症

● 脳卒中

22. くも膜下出血
23. 脳内出血
24. 脳梗塞
25. くも膜下出血の続発・後遺症
26. 脳内出血の続発・後遺症
27. 脳梗塞の続発・後遺症

*対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると会社が認められたものはその対象に含まれます。

! つぎの場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取消しとなる場合があります)
- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき など

1. 災害入院給付金・疾病入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金

- ①被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます)
 - ②契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ③被保険者の犯罪行為によるとき
 - ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ⑧地震、噴火または津波によるとき
 - ⑨戦争その他変乱によるとき
 - ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます)
- ただし、⑧⑨についてはその程度により全額または削減してお支払いすることがあります。

2. 死亡保険金

- ①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社にお問合わせください)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

3. 高度障害保険金

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

II 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる給付金・保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金・保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金・保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために給付金・保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限りします。
 - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 給付金・保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 給付金・保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金・保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした給付金・保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金・保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問合わせがあった

場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に給付金・保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金・保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

III

その他

◆ 保険料払込免除

被保険者が加入日(*)以後に発生した不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

* 不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

* 所定の身体障害の状態ならびに保険料のお払込みを免除しない場合については、普通保険約款第12条をご覧ください。

◆ ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。団体またはパンフレット記載の当社担当部署までお問い合わせください。

<「ご契約のしおり 約款」記載事項の例>

- ・ お申込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ・ 解約と返戻金について
- ・ 健康状態等の告知義務について
- ・ 契約内容の変更等について
- ・ 保険金等をお支払いできない場合について
- ・ 「生命保険契約者保護機構」について

◆ お取扱いできない事項の例

- ・ 保険期間中の給付金額・保険金額の増額・減額
- ・ 保険期間の変更
- ・ 保険料の払込方法の変更

◆ 契約時のご注意

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◆ その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。

* この保険には満期保険金、自動振替貸付制度はありません。また、現金貸付、払済保険、延長保険のお取扱いはいたしません。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険（災害割増特約付子ども特約付子ども災害割増特約付新・団体定期保険）

ALPHA制度（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型））

総合医療サポート（代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険	P5	P15	P3	P19
ALPHA制度	P7		P7	P20
総合医療サポート	P12		P9	P26

③ 配当金

グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
ALPHA制度、総合医療サポートは、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

グループ保険、総合医療サポートは、脱退（解約）による返戻金はありません。
ALPHA制度は、保険期間中に脱退（解約）された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

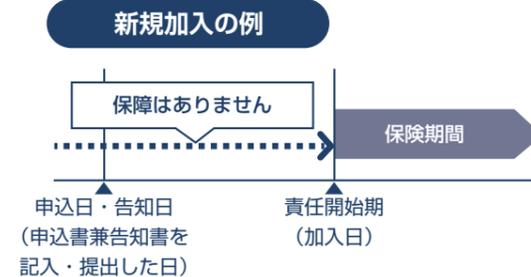
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日*）

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といえます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

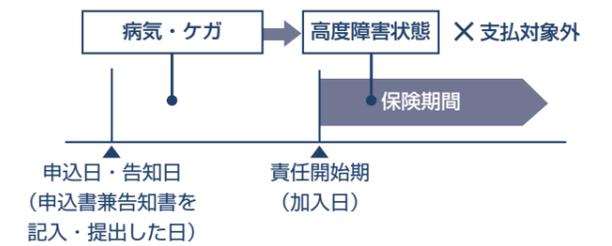


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
グループ保険 **P19**、
ALPHA制度 **P20**、
総合医療サポート **P27**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・
年始は除く)9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ALPHA制度、総合医療サポートについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

リビングリスク総合補償制度

(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み
企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
リビングリスク 総合補償制度	P13	P15	P13、 P14	P23

- ※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。
- ※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)
この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- ② 告知義務・通知義務等
(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)
職業・職務について
お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、職業・職務については十分ご注意ください。
(2)お申込後にご注意いただきたいこと
■職業または職務の変更について
お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について
リビングリスク総合補償制度では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

3 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

4 保険金をお支払いできない主な場合

- 責任開始期前に発生したケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。
- 上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
リビングリスク総合補償制度 **P24**

5 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約

6 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

7 事故が起こった場合等のご連絡先

- 事故が起こった場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。
- 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

8 ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]
【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)